

クリーンセンターに係るごみ焼却運転管理業務の委託について

平成21年2月16日
環 境 部

1 委託の趣旨

クリーンセンターは、供用開始から10年以上が経過し、性能維持に要する経費が年々増加傾向にあります。施設を適正に維持管理するためには、所要の経費を確保するとともに人件費や需用費等を含めた経費削減に努める必要があります。また、第二次盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画において、民間委託を推進するとしていることから、段階的にごみ焼却運転管理業務を委託しようとするものであります。

2 委託する業務

現在、クリーンセンターのごみ焼却運転管理業務は、退職者不補充・再任用を基本に、当直（1直、2直、3直）業務及び日勤（設備整備等）業務を5つの班で交替しながら行っています。当面、平成22年度から日勤業務を除く1つの班の当直業務を委託するものです。

3 委託の期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

4 準備期間の確保

ごみ焼却施設の運転管理を適正に行うためには、施設の機能・構造を把握すること及び運転知識・技術を習得することが特に重要なことから、準備・研修・訓練等の期間を平成22年1月から3月まで確保しながら、委託に移行するものとします。

5 地域住民への情報提供

公害防止協定の趣旨に沿い、地域住民に情報を提供し、併せて意見等を伺うものとします。

6 今後の予定

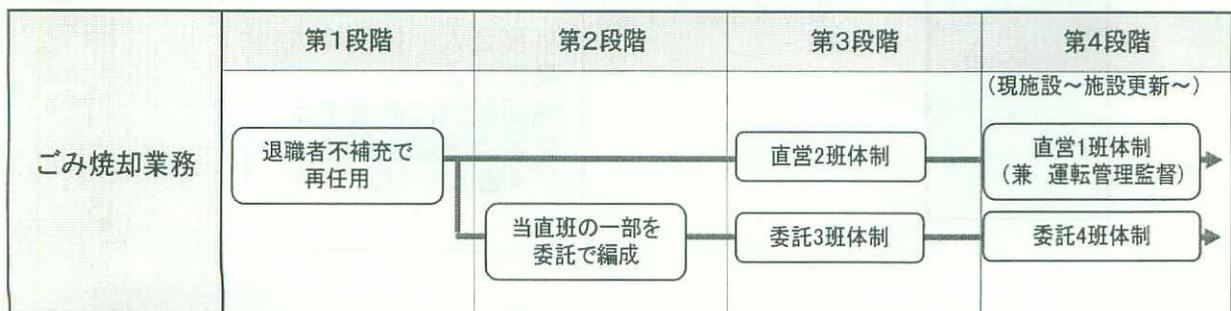
- (1) 平成21年3月 地域住民への情報提供
- (2) 平成21年9月 債務負担行為の提案
- (3) 平成21年12月 契 約

参考

第二次盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画

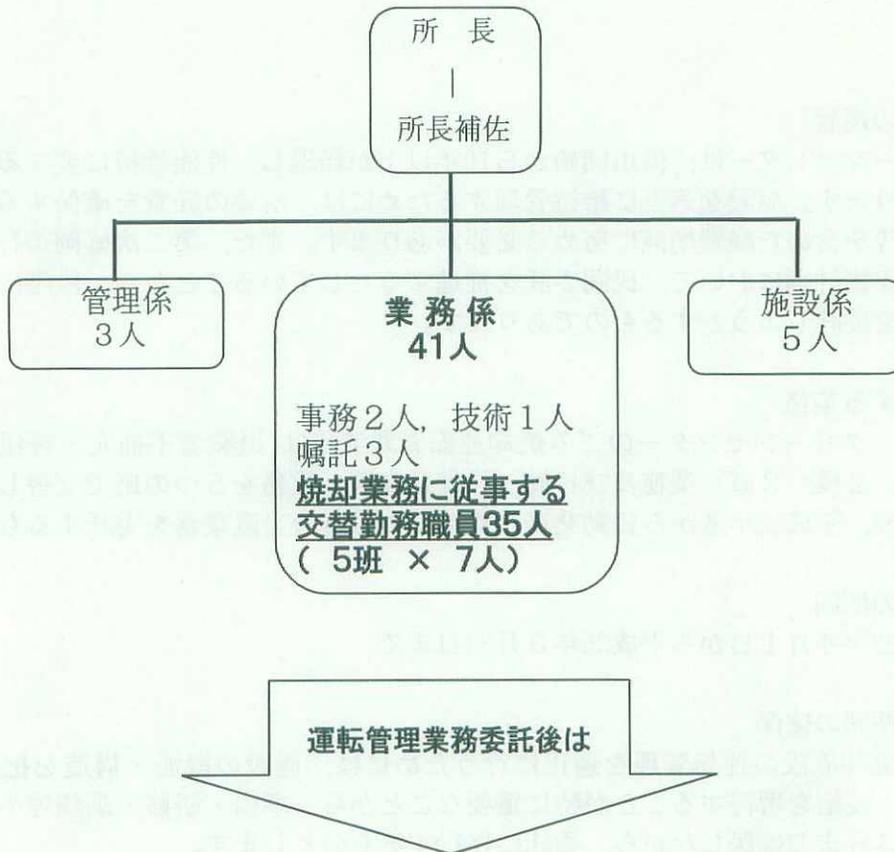
ごみ焼却業務については、公害防止協定の遵守、安定燃焼の確保を基本として、退職者不補充のもとに中長期的な経費削減を図るため、段階的に委託化を進めることとしています。

【実施工程表】



ごみ焼却運転管理業務委託に伴うクリーンセンター組織体制

○ 現行体制



○ ごみ焼却運転管理業務委託後の体制

